

令和4年2月7日

課外活動団体代表者 各位

統合キャリアセンターSUセンター長

塩野 浩司

令和4年2月9日以降の課外活動の制限について（通知）

現在、埼玉県より「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」を受け、本学の対応として令和4年2月8日（火）まで大学内外の課外活動の一切を禁止しておりますが、試験期間終了に伴い令和4年2月9日（水）から令和4年3月31日（木）までの課外活動については、感染予防対策を講じながら、以下のとおり実施できることとします。

埼玉大学学生行動指針に従い「感染しない。させない。」ことを第一に考え活動願うとともに、今一度、基本に立ち返って感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

なお、代表者は構成員全員に必ず本通知を周知徹底し、感染防止に努めるようお願いいたします。

#### ○ 学内外における活動について

- ・埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請期間における学内の活動時間は20時までとします。ただし、本措置が解除となった場合には、21時までとなります。
- ・学内外で課外活動を実施した際には、感染時の対応のため、必ず、当日に活動した構成員を記録する「活動報告書」等を提出してください。
- ・**合宿については、引き続き中止とします。**合宿中止に伴うキャンセル料についての資金援助等は一切ありませんのでご注意ください。
- ・全学講義棟の講義室の貸出は、個別試験への影響を考え感染リスクを抑えるため中止とします。
- ・課外活動団体の構成員の中に、**新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則、一週間活動を停止とします。**

・学外で活動を行う際には、まん延防止等重点措置にもとづいて自治体から発出されている「要請」を厳守して下さい。

○ 学内における学外者の活動（練習試合等）について

学内における学外者の活動は、監督・コーチ及び2団体以下の他大学の学生を原則とします。なお、学外者を学内にて活動させる場合（練習試合等）には、令和3年3月25日付け「埼玉大学構内における学外者の課外活動への参加について（通知）」の手続きを必ず行ってください。

○ 感染状況に変化があった場合について

令和4年3月31日（木）までの間に、新型コロナウイルス感染状況に変化があった場合には、政府や都道府県の動向を踏まえ本学での対応も変更することもありますのでご了承ください。

また、令和4年3月31日以降の課外活動については、再度連絡します。

以上